

# 補助金等に関する行政評価・監視

## 結果に基づく勧告

- 利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金を中心として -

平成13年10月

総務省

## 前 書 き

補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)において、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意しなければならない旨の規定がおかれているなど、経費の適正かつ効率的な使用が特に求められている。

また、平成9年6月の衆議院本会議における平成7年度一般会計歳入歳出決算等に関する議決においても、1. 補助金の使用状況の的確な把握、2. 補助目的の継続的有効性の点検の一層の充実、3. 補助金の見直しの実施等が求められている。

さらに、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、政府は、補助金等の見直しを行うに当たっては、補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備することとされており、また、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)においても、各省庁は、国庫補助負担金の目的の達成状況、効果の実態調査等を適時に行い、これに基づき具体的な改善措置を講ずる仕組みを整備するとされている。

一方、補助金等について、当省では、その整理合理化、事務手続の簡素化等を図る観点から、これまでに府省横断的な調査を数次にわたって実施しており、近年は、補助金等の執行の適正化等を図る観点から、施設の整備に対する補助金のうち民間団体等に交付するものを調査し、勧告を行ったところである(平成10年11月18日、12年3月14日)。

施設の整備に対する補助金の中には、地域振興や国民の余暇利用の促進等を目的として、国民・地域住民の利用に供するために地方公共団体又は民間団体が行う施設整備に対して交付されるものがあり、これらの中には、利用料金や販売代金等を徴収し、これにより運営する、又はこれを運営費の一部に充当する宿泊施設、地域産品販売施設、研修・交流施設等(以下「利用料金等を徴収する施設」という。)の整備に対して交付されるものがある。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、施設の整備に対する補助金を対象とした調査の一環として、補助金の効果的かつ効率的な使用及び補助事業の実施の透明性を確保する観点から、利用料金等を徴収する施設の整備に対して交付されている補助金のうち交付件数が多いものについて、採択審査の実施状況、補助対象施設の利用状況、補助事業の目的の達成や効果等に関する評価の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

## 目 次

- 1 補助事業の効果的な実施
- 2 補助事業の事後評価等の推進

### 1 補助事業の効果的な実施

補助金等(国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称をいう。以下同じ。)は、一定の行政水準の維持、特定の施策の奨励等のための政策手段として重要

な機能を担っており、一般会計予算におけるその総額は、平成13年度当初予算で21兆6,355億円(一般会計予算の26.2パーセント)となっている。

補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)第3条において、各省各庁の長は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、補助金等が公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないとされている。

また、平成9年6月の衆議院本会議における平成7年度一般会計歳入歳出決算等に関する議決においても、政府は、補助金の使用状況の的確な把握及びその目的の継続的有効性の点検の一層の充実を図ることなどを求められている。

補助金の中には、地域振興や国民の余暇利用の促進等を目的として、国民・地域住民の利用に供するために地方公共団体又は民間団体が行う施設整備に対して交付されるものがあり、これらの中には、利用料金や販売代金等を徴収し、これにより運営する、又はこれを運営費の一部に充当する宿泊施設、地域産品販売施設、研修・交流施設等(以下「利用料金等を徴収する施設」という。)の整備に対して交付されるものがある。

これら利用料金等を徴収する施設は、地方公共団体等が整備するものであり、営利を目的とするものではないものの、その整備に対する補助金については、財政資金の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、地域振興といった期待される効果が得られるか、それらの効果は投入される費用に見合ったものとなるか等を含め、施設整備の必要性の有無等を検討することが求められている。その際、これらの補助事業の採択に当たっては、国民・地域住民の利用に供することを内容とする施設であることから、補助事業者等により示される当該施設の利用見込みを補助金交付行政庁において厳正に審査することが重要となっている。また、施設の整備後利用が低調なもの等については、適切な利用が図られるよう補助事業者等を指導することが重要となっている。

今回、利用料金等を徴収する施設の整備に対して交付されている補助金のうち、交付件数が多い総務省所管補助金(過疎地域活性化施設整備事業費補助金)、文部科学省所管補助金(社会体育施設整備費補助金)、農林水産省所管補助金(振興山村開発特別事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助及び沿岸漁業構造改善事業費補助金)、経済産業省所管補助金(産業再配置促進施設整備費補助金及び電源地域産業再配置促進費補助金)及び環境省所管補助金(自然公園等整備費補助)の5省10目の補助金について、利用料金等を徴収する施設(312事業489施設、国庫補助額約293億円)の補助採択時における施設の利用見込みに関する審査状況、補助事業者等に対する施設の利用に関する指導状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

## ア 補助事業の採択審査の実施状況等

(ア) 利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助事業の採択に当たっては、事業の実施の必要性、事業の実施により期待される効果等を検討する必要があるが、その際、施設の利用が事業の必要性や事業の効果と密接な関係を有することから、補助金交付行政庁は、施設の利用がどの程度見込まれるかについて厳正に審査することが必要である。この利用見込みについては、補助事業が実施される地域の近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を踏まえ設定することが重要である。

しかし、施設の利用見込みに関する審査の実施状況を調査したところ、次のとおり、的確な利用見込みに基づく採択審査が困難となっているものがみられる。

1. 調査した10補助金のうち1補助金は、補助金交付行政庁において施設の利用見込みを審査する仕組みが整備されていない(林業地域総合整備事業費補助)。
2. 上記1.の1補助金を除く9補助金のうち8補助金については、補助金交付行政庁において施設の利用見込みを審査する仕組みはあるが、次のとおり、施設の利用見込みの内容が不十分なものがある。

- i) 施設の種類に対応した的確な指標(例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設であれば利用室・棟数、地域産品販売施設であれば販売額)を用いた利用見込みを設定することとされていない、又はその設定が不十分であるもの(過疎地域活性化施設整備事業費補助金、振興山村開発特別事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善

事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、自然公園等整備費補助

- ii) 補助事業が実施される地域の近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定することとされていないもの(過疎地域活性化施設整備事業費補助金、振興山村開発特別事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、自然公園等整備費補助)

(イ) 以上のこともあって、上記1.及び2.で挙げた9補助金により整備された450施設の中には、次のとおり、施設の利用状況からみて補助効果の発現が不十分なものが相当数みられる。

1. 補助金交付行政庁において施設の利用見込みを審査する仕組みがない1補助金(調査対象9施設)について、施設の利用状況を見ると、稼働実績が把握できた6施設のうち5施設では稼働率(利用可能数に占める利用実績(利用区画数、利用棟数等をいう。))の割合は1割以下となっている(林業地域総合整備事業費補助)。
2. 補助金交付行政庁において施設の利用見込みを審査する仕組みのある8補助金(441施設)について、施設の利用状況を見ると、( )平成8年度から10年度までの3年間の利用実績(施設の利用者数、利用室・棟数、販売額等をいう。以下同じ。)が把握できた244施設のうち、利用実績が3年間とも利用見込みに達していないものが126施設(51.6パーセント)、利用見込みに対する利用実績の割合が3年間とも50パーセント未満と利用見込みを大幅に下回っているものが53施設(21.7パーセント)ある。また、( )平成9年度及び10年度の2年間のみ利用実績が把握できた71施設のうち、利用実績が2年間とも利用見込みに達していないものが38施設(53.5パーセント)、利用見込みに対する利用実績の割合が2年間とも50パーセント未満と利用見込みを大幅に下回っているものが13施設(18.3パーセント)ある。  
これらを補助金別にみると、次のとおりである。

表

補助金ごとの施設の利用状況

省名	補助金名	調査施設数	利用実績が3年間把握できた施設数			利用実績が2年間のみ把握できた施設数		
			利用実績が3年間とも利用見込みに達していない施設数	利用実績が3年間とも50%未満の施設数		利用実績が2年間とも利用見込みに達していない施設数	利用実績が2年間とも50%未満の施設数	
総務省	過疎地域活性化施設整備事業費補助金	53	27	14	8	9	4	1
農林水産省	振興山村開発特別事業費補助金	28	11	3	2	4	2	1
	山村等振興対策事業費補助金	168	103	49	20	41	22	6
	林業構造改善事業費補助金	128	83	50	17	11	6	4
	沿岸漁業構造改善事業費補助金	13	11	5	2	2	0	0
経済産業省	産業再配置促進施設整備費補助金	27	5	1	1	1	1	0
	電源地域産業再配置促進費補助金	11	2	2	1	2	2	1
環境省	自然公園等整備費補助	13	2	2	2	1	1	0
計 (構成比(%))		441	244 (100)	126 (51.6)	53 (21.7)	71 (100)	38 (53.5)	13 (18.3)

(注)「調査施設数」には、利用実績が1年間のみ把握できた施設(計28施設)及び利用見込みを設定していないこと等から利用見込みの達成状況が把握できない施設(計98施設)を含む。

また、これらの施設の中には、調査時において、利用に供されていないものや、補助金等適正化法第22条に基づく承認を受けずに補助目的以外の目的に使用されているものが3施設(3補助金)みられた。

## イ 施設の利用に関する指導状況等

施設の利用状況については、前述アのとおり、調査した10補助金のうち9補助金について、施設の利用状況からみて補助効果の発現が不十分なものが相当数みられる。これらの中には、施設の利用実績が利用見込みを大幅に下回るもの、利用に供されていないもの、補助目的どおりに使用されていないもの等施設の利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設も相当数あり、また、残りの1補助金(文部科学省所管の社会体育施設整備費補助金)により整備された施設の中にも同様のもの(以下、これらの施設を「利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設」という。)がある。これら利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設については、利用状況を的確に把握するとともに、その把握結果に基づき、施設の利用についての改善指導、利用目的の変更等所要の手続を行うことについての指導等を行うことが重要である。

しかし、補助金交付行政庁における補助対象施設の利用状況の把握状況及び補助事業者等に対する指導状況を調査したところ、次のとおり、施設の利用状況を報告させる仕組みがないものやこれらの施設に対する指導が低調な状況がみられた。

1. 調査した10補助金のうち7補助金については、補助金により整備された施設の利用状況を定期的に報告する仕組みが整備されておらず、また、このため、施設の利用についての指導も行われていない(過疎地域活性化施設整備事業費補助金、社会体育施設整備費補助金、振興山村開発特別事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助、産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、自然公園等整備費補助)。
2. 上記1.の7補助金を除く3補助金については、利用状況を報告する仕組みは整備されているが、その内容をみると、次のとおり、補助金交付行政庁において施設の利用状況の的確な把握が困難なものがある。

- i) 施設の利用状況を的確に表す指標(例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設であれば利用室・棟数)を用いて報告するものとなっていないもの(山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金)
- ii) 補助事業により数種類の施設が整備されている場合に、施設の種類ごとに利用状況を報告するものとなっていないもの(林業構造改善事業費補助金)

したがって、関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

## 1. 補助事業の採択審査

- i 補助事業の採択において、施設の利用見込みを審査する仕組みを整備し、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。

農林水産省：林業地域総合整備事業費補助

- ii 施設の利用見込みを審査する仕組みにおいて、以下の措置を講じ、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。

- i) 整備される施設の種類に対応した的確な指標を用いた利用見込みを設定させるものとする。

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助

- ii) 補助事業が実施される地域の近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定させるものとする。

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助

## 2. 施設の利用に関する指導等

- i 補助対象施設の利用状況を定期的に報告する仕組みを整備し、利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設について適切な利用が図られるよう補助事業者等を指導すること。

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助

- ii 施設の利用状況を報告する仕組みにおいて、補助対象施設の種類ごとにその利用状況を的確に表す指標を用いて報告させるものとする。

## 2 補助事業の事後評価等の推進

補助金等については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第44条において、政府は、補助金等の見直しを行うに当たっての観点として、補助の効果のできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備することとされている。

また、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、各省庁は、国庫補助負担金の目的の達成状況、効果の実態調査等を適時に行い、これに基づき具体的な改善措置を講ずる仕組みを整備するとされ、さらに、平成9年6月の衆議院本会議における平成7年度一般会計歳入歳出決算等に関する議決においても、政府は、補助金の使用状況の的確な把握及びその目的の継続的有効性の点検の一層の充実を図り、補助金の見直しを行うよう求められている。

補助金の中には、地域振興や国民の余暇利用の促進等を目的として地方公共団体等に対して交付されるものがあり、これらの中には、今回調査した利用料金等を徴収する施設の整備に対して交付されるものがある。

これらの補助金について目的の達成状況や効果等に関する評価(以下「事後評価」という。)を実施するに当たっては、地域振興といった期待された効果が得られているか、それらの効果は投入された費用に見合ったものとなっているか等についての的確に評価することが求められている。また、利用料金等を徴収する施設については、国民・地域住民の利用に供することを内容とする施設であって、施設の利用が事業の必要性や事業の効果と密接な関係を有することから、施設の利用状況自体についても評価を実施することが重要となっている。さらに、事後評価結果を公表することも重要となっている。

今回、利用料金等を徴収する施設の整備に対して交付されている補助金のうち、交付件数が多い5省10目の補助金について、補助事業の事後評価及び評価結果の補助事業の企画立案への反映状況並びに評価結果の公表状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

### ア 補助事業の事後評価等の実施状況等

1. 調査した10補助金のうち6補助金については、補助金の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、平成12年度に実施される事業等から、整備された施設の利用状況を含め事後評価を実施し、評価結果を今後の事業の在り方に反映させることとされている。

しかし、残りの4補助金については、そのような仕組みは整備されていない(過疎地域活性化施設整備事業費補助金、社会体育施設整備費補助金、振興山村開発特別事業費補助金、自然公園等整備費補助)。

2. 補助事業の事後評価等の実施に当たっては、次のとおり、施設の利用状況自体についても評価し、その結果を補助事業の企画立案に反映させることが必要な状況が認められる。

i) 項目1で述べたとおり、調査した補助金により整備された施設の中には、利用見込みに対して利用実績が低調なもの、利用に供されていないもの、補助目的どおりに使用されていないもの等施設の利用状況からみて補助効果の発現が不十分なものが相当数みられる。

ii) 調査した補助金により整備された施設の種類の中には、キャンプ場のように、その大部分の利用が低調なものもみられる。

なお、文部科学省(社会体育施設整備費補助金)及び経済産業省(産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金)では、地方分権の推進を図る観点などから補助事業の見直しを行い、キャンプ場の整備に対する補助を廃止している。

### イ 補助事業の事後評価結果の公表状況

調査した10補助金のうち6補助金については、平成12年度に実施される事業等から、事業完了後に補助事業の事後評価を実施しその結果を公表する仕組みが整備されている。

しかし、残りの4補助金については、補助事業の事後評価結果を公表する仕組みが整備されていない(過疎地域活性化施設整備事業費補助金、社会体育施設整備費補助金、振興

山村開発特別事業費補助金、自然公園等整備費補助)。

したがって、関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用及び補助事業の実施の透明性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1. 補助事業の事後評価を実施し、評価結果を補助事業の企画立案に反映させる仕組みを整備すること。また、事後評価の実施に当たっては、補助金により整備された施設の利用状況自体についても評価を実施すること。

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、環境省：自然公園等整備費補助

2. 補助事業の事後評価結果を公表する仕組みを整備すること。

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、環境省：自然公園等整備費補助